

## 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
平成30年9月14日

2. 回答を行った年月日  
平成30年10月10日

3. 新事業活動に係る事業の概要

客の立ち入らない倉庫等に設置した遊技設備（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号の営業において用いられるもの）をインターネットを介して遠隔操作させることにより客に遊技させるもの。

4. 確認の求めの内容

本件事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号又は第5号に規定する「風俗営業」に該当するか否かを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会文書にある「メダルゲーム機」が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「同法」という。）第2条第1項第5号に規定する「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）」に当たる遊技設備である場合、それをオンラインで遠隔地から操作させることで客に遊技させる本件事業は、同法第2条第1項第4号に規定する「まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」に該当しないものと解して差し支えない。

また、本件新事業は、店舗内において客に遊技をさせることを想定していないことから、同法第2条第1項第5号に規定する営業にも該当せず、同法の規定による規制を受けないと解して差し支えない。